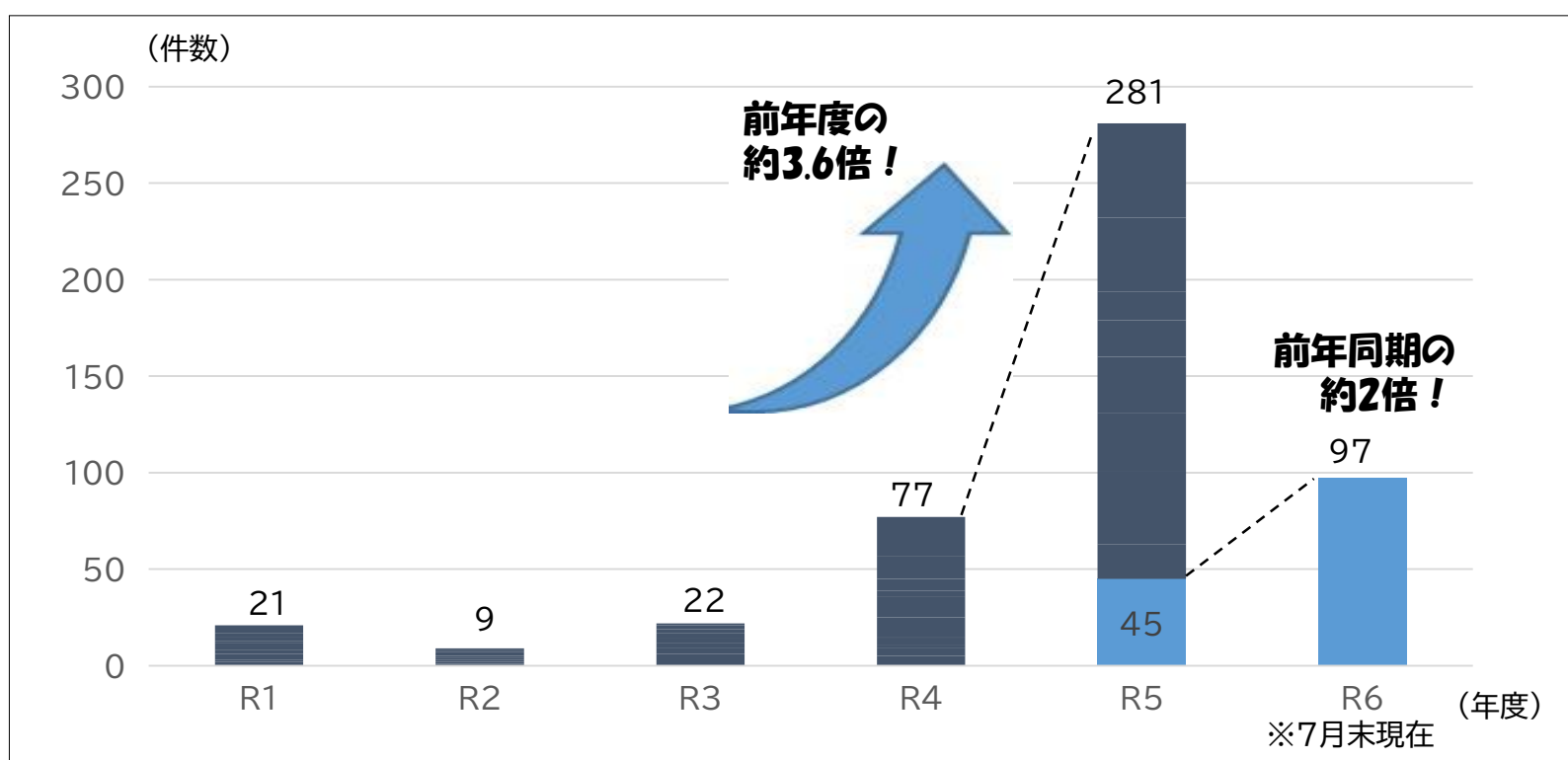


給湯器の点検にご注意ください!!



給湯器の点検商法に関する相談が相次いで寄せられています。電話や訪問で給湯器の点検を持ち掛け、経年劣化や故障しているなどと不安をあおって高額な機器の購入を迫る手口が多くみられます。福岡県内の消費生活センター・消費生活相談窓口寄せられた相談件数は、令和5年度から急増し、令和4年度の約3.6倍となっています。また、令和6年度(7月末現在)においても増加傾向にあり、前年同期の約2倍となる97件の相談が寄せられています。相談の多くは70歳以上であり、特に高齢者に注意いただきたいトラブルです。



福岡県内の給湯器の点検商法に関する年度別相談件数の推移

【相談事例】

高齢の母宅に、ガス会社の関連業者を名乗って点検の電話があり、母が訪問を受けた。点検後、配管が腐食しているため、給湯器等の交換が必要と言われ、約100万円の契約をしたようだ。業者訪問の際に、私から解約を告げ、帰ってもらったが、上司を名乗る人から「工事をいつにするか」と電話があった。クーリング・オフをしたはずである。

【アドバイス】

- ☞ 電話や突然の訪問により点検を持ち掛ける業者に、安易に点検を依頼しないようにしましょう。点検させると不安をあおられ、契約を迫られるケースが多いです。
- ☞ 点検が不要であれば、そのことをインターホン越しにきっぱりと伝え、家の中には入れないようにしましょう。
- 不安な場合には、一人で対応せず、ご家族など周囲の方にも同席してもらってください。
- ☞ 訪問販売に該当する場合には、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフできます。速やかにクーリング・オフを書面または電磁的方法(メールなど)により通知しましょう。

消費者ホットライン (局番なし) **188** (いやや!)

※あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します
 ※ナビダイヤル通話料金が発生します

福岡県消費生活センター 092-632-0999

相談時間 月～金曜日 9:00～16:30 日曜日 10:00～16:00